

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
コンプライアンス委員会委員名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

役職	職名	氏名
委員長	コンプライアンス担当理事	広瀬 史乃
委員	事務次長	川瀬 航司
	事務次長（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー）	遠松 秀将
	総務企画室長（業務室長兼務）	木島 暢夫
	競技運営室長	石井 朗生
	監査室長	宮本 均
	総務企画室総務部長	田近 隆
	総務企画室企画部長	白石 正樹
	総務企画室財務部長	川口 貴史
	業務室業務開発部長	小林 あかね
	業務室広報・メディア部長	下鳥 真弓
	業務室宿泊輸送部長（情報技術部長兼務）	黒木 秀一
	業務室会場調整部長（警備部長兼務）	工藤 慎市
	競技運営室競技運営部長	徳弘 欣也
	競技運営室医療部長	折笠 眞由美

本計画の位置付け

当財団「[コンプライアンス基本方針](#)」を踏まえ、令和7年度に実施する取組内容等を示す年度計画として作成

【コンプライアンス基本方針の概要】

役職員等一人ひとりが、業務に当たり、以下2点の重要性を深く認識

- ① 法令はもとより、業務執行のために定められた各種ルールや組織で決定した方針等を 遵守すること
- ② 都民、国民が期待する財団法人としての使命を果たしているかなどの観点から担当業務を常に見つめ直し、より良い業務執行の実現を図ること

役職員等は、以下の指針に従って行動することより、組織一体と なってコンプライアンスの取組を推進

行動指針 1 規範意識を高く持ち、創造的かつ自律的に行動する。

行動指針 2 質の高いサービスを確実かつ効果的に提供する。

行動指針 3 都民、国民への誠実・公正な対応を徹底する。

本計画の概要

1 本計画の趣旨

2 コンプライアンス推進体制

- (1) コンプライアンス委員会の開催【年に2回以上】
- (2) 各部（監査室）におけるコンプライアンスの推進【随時】

3 コンプライアンス推進のための取組

- 3－1 誓約書の提出【着任時（随時）】
- 3－2 研修の充実
 - (1) コンプライアンス研修の実施【複数回】
 - (2) コンプライアンスに係るチェックシートの実施【複数回】
- 3－3 職員への意識啓発（コンプライアンス通信の配信）【複数回】
- 3－4 コンプライアンス推進月間の実施【10～11月】
- 3－5 汚職等防止に係る取組の実施【通年】

4 令和7年度における重点的な取組の視点

令和7年度における重点的な取組の視点

「オープンなコミュニケーションができる環境づくり」と、
「フェアネスを体現した組織運営、公正な大会運営の徹底」の推進

◆本年度は、東京2025世界陸上競技選手権大会の開催年度であり、新たに直接雇用職員を採用するなど組織体制をさらに強化するとともに、様々なステークホルダーと連携して開催に向けた準備・運営を進めていく集大成の時期である。

本大会を成功に導いていくには、組織内における情報共有の徹底や関係者との連携・協力体制の一層の強化、都民・国民からの理解が不可欠であり、そのために当法人は公正で信頼される存在でなければならず、役職員等はその社会的な責任と本大会が東京で開催されることの公的な意味合いを自覚しなければならない。

◆令和7年度では、各業務の遂行に当たり、公平・公正、透明性を確保し、フェアネスを体現した組織運営を徹底するとともに、質の高いサービスを確実に提供するため、以下のコンプライアンス推進に関する取組を重点的に意識し着実に実施していくこととする。

オープンなコミュニケーションができる環境づくり

- ✓ **話しやすく、相談しやすい雰囲気づくり**に努めるとともに、問題が生じた場合は**抱え込まず迅速に上司に報告し、早期に対応**できるよう行動する。
- ✓ 上司や同僚、部下からの**フィードバックを積極的に受け入れ**、業務に活かす。
- ✓ **相手の立場を意識した意思疎通**を図り、各ステークホルダーとの良好な関係構築を目指す。

フェアネスを体現した組織運営、公正な大会運営の徹底

- ✓ 職員一人ひとりが『**当法人の代表である**』という意識を持ち、大会に向け**時間が限られる中でも、ルールを遵守**し大会準備・運営に取り組む。
- ✓ セーフガーディングについて学び、**大会関係者の模範**となるとともに、**適切な対応ができる体制を構築**する。
- ✓ 大会終了後も、**大会運営組織としての責任を果たす**ため、確実な業務執行を徹底する。

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 令和 7 年度コンプライアンス推進計画

1 本計画の趣旨

本計画は、「公益財団法人東京 2025 世界陸上財団コンプライアンス基本方針」を踏まえ、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）において令和 7 年度に実施するコンプライアンス推進（教育・研修等）の取組の内容等を示すものである。

2 コンプライアンス推進体制

（１）コンプライアンス委員会の開催 【年に 2 回以上】

コンプライアンス委員会を開催し、本計画の内容等について審議する。また、当法人コンプライアンス規程第 5 条及び第 16 条に規定する事項について検討、審議又は実施し、当法人内のコンプライアンスに係る体制強化及びコンプライアンスの推進を図る。

（２）各部（監査室）におけるコンプライアンスの推進 【随時】

コンプライアンス委員会の内容を各部（監査室）内にフィードバックするとともに、コンプライアンス委員会で定めた取組と必要に応じて各部（監査室）の実情に合わせた取組を実施し、各部（監査室）内のコンプライアンスの推進を図る。

3 コンプライアンス推進のための取組

3-1 誓約書の提出 【着任時（随時）】

役職員等が着任する際、当該役職員等はコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出し、コンプライアンスの意識啓発を図る。

3-2 研修の充実

（１）コンプライアンス研修の実施 【複数回】

役職員等に対し利益相反管理を含むコンプライアンス研修を実施し、一人ひとりが、コンプライアンスを意識した行動を取れるように促す。

（２）コンプライアンスに係るチェックシートの実施 【複数回】

役職員等に対し四半期毎にチェックシートによるコンプライアンス遵守状況の確認を行い、定期的な理解促進及びコンプライアンス気運の醸成を図る。

3-3 職員への意識啓発

コンプライアンス通信の配信 【複数回】

当法人のコンプライアンスに関する取組等について、職員向けに発行する。

3-4 コンプライアンス推進月間の実施 【10～11月】

コンプライアンス推進月間を実施し、職員のコンプライアンス意識の強化を図る。
具体的には職場討議等の実施により、職員の理解促進・共通認識の形成などを行う。

3-5 汚職等防止に係る取組の実施 【通年】

コンプライアンス研修にて周知・啓発する内容及び当法人の各種規程類に定める事項などに基づき、汚職等防止に係る取組を着実に実施することで、重大事故の防止へ向け、適切かつ厳格な業務遂行と服務規律保持を図る。また、大会運営に係る情報や組織運営の基盤となる各種規程等を主体的に公表し、適切な情報公開を図る。

4 令和7年度における重点的な取組の視点

「オープンなコミュニケーションができる環境づくり」と、「フェアネスを体現した組織運営、公正な大会運営の徹底」の推進

本年度は、東京2025世界陸上競技選手権大会の開催年度であり、新たに直接雇用職員を採用するなど組織体制をさらに強化するとともに、様々なステークホルダーと連携して開催に向けた準備・運営を進めていく集大成の時期である。本大会を成功に導いていくには、組織内における情報共有の徹底や関係者との連携・協力体制の一層の強化、都民・国民からの理解が不可欠であり、そのために当法人は公正で信頼される存在でなければならず、役職員等はその社会的な責任と本大会が東京で開催されることの公的な意味合いを自覚しなければならない。

ついては、令和7年度では、各業務の遂行に当たり、公平・公正、透明性を確保し、フェアネスを体現した組織運営を徹底するとともに、質の高いサービスを確実かつ効果的に提供するため、以下のコンプライアンス推進に関する取組を重点的に意識し着実に実施していくこととする。

(1) オープンなコミュニケーションができる環境づくり

- ① 話しやすく、相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、問題が生じた場合は抱え込まず迅速に上司に報告し、早期に対応できるよう行動する。

- ② 上司や同僚、部下からのフィードバックを積極的に受け入れ、業務に活かす。
- ③ 相手の立場を意識した意思疎通を図り、各ステークホルダーとの良好な関係構築を目指す。

(2) フェアネスを体現した組織運営、公正な大会運営の徹底

- ① 職員一人ひとりが『当法人の代表である』という意識を持ち、大会に向け時間が限られる中でも、ルールを遵守し大会準備・運営に取り組む。
- ② セーフガーディングについて学び、大会関係者の模範となるとともに、適切な対応ができる体制を構築する。
- ③ 大会終了後も、大会運営組織としての責任を果たすため、確実な業務執行を徹底する。

令和7年度コンプライアンス推進の取組スケジュール(予定) 令和7年6月時点

年		令和7(2025)年									令和8(2026)年		
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進体制	コンプライアンス委員会			○					○				
	各部(監査室)におけるコンプライアンスの推進	随時実施											
誓約書の提出		随時実施											
研修	コンプライアンス研修(着任時)	随時実施											
	コンプライアンス研修(年1回)												
	チェックシートの実施												
意識啓発	コンプライアンス通信の配信		○	適宜実施									
コンプライアンス推進月間													
汚職等防止に係る取組の実施													
令和7年度の重点的な取組													

※取組スケジュールは変更する場合があります。

「利害関係者との接触に関する指針」及び禁止事項について

当法人では、契約締結の相手方などの利害関係者との接触に当たって遵守すべき事項を規定した「[利害関係者との接触に関する指針](#)」を整備

大会が近づき利害関係者と接触する機会もこれまで以上に増えることが想定されるので、各室・各部においても改めて本指針を確認のうえ、適切に対応をいただきたい。

- ◆ 利害関係者との会食や物品の贈与等、利益や便宜を受けることは原則禁止
- ◆ 利害関係者との接触に当たっては、本指針に定める遵守事項に従った対応が必要

利害関係者との接触についての禁止事項の例（指針第4条第1項）

- ① 会食
- ② 遊戯、スポーツ、旅行
- ③ 金銭、物品、不動産の贈与を受けること
- ④ 有料のイベント、コンサート、演劇、展覧会等の無料又は割引招待を受けること
- ⑤ 金銭の貸付けを受けること
- ⑥ 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
- ⑦ 無償で役務の提供を受けること
- ⑧ 未公開株式を譲り受けること
- ⑨ 供応接待を受けること
- ⑩ 将来の顧問契約やアドバイザー契約などの契約締結の約束をすること
- その他、一切の利益や便益の供与を受けること

※ 所属長の事前の承認を得ることができる場合には上記の行為を行うことができる場合がある。（指針第5条）

職務上利害関係者と接触する場合の役職員の遵守事項（指針第7条第1項）

- ①当法人の役職員としての自覚を持って接することとし、原則として、複数の役職員で対応
接触の日時や内容等を記載した記録を作成し、保管
- ②やむを得ず単独で職務上利害関係者と接触する場合には、所属長（・必要に応じて所管の役職員）に対し、
事前及び事後の報告
※利害関係者から職務上の要望等を受けたときは、速やかにその内容を所属長等に報告し、指示を受ける。
※電子メールにより職務上利害関係者と接触する場合、所属長等の電子メールアドレスをCCとして設定する。
- ③利害関係者から、当法人の保有する未公開情報について問合せ等を受けた場合、決して独断で応じず、速やかにその内容を所属長等に報告した上で、適切に対応
- ④利害関係者が役職員の利益相反行為の対象となる取引相手である場合、身分上やむを得ない場合等を除き、原則として当該役職員は接触してはならない。
- ⑤他の役職員の行為が法令等及び本指針に反することのないよう、他の役職員と利害関係者の接触に関する状況把握に努め、相互に監督

1 利益相反

以下のとおり、第三者審査委員会を開催し、協定及び契約締結等に係る妥当性をご審議いただいた。

第16回	令和 7 年 3 月19日（水）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（7 件）
第17回	令和 7 年 4 月21日（月）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（5 件）
第18回	令和 7 年 5 月29日（木）	利益相反取引等に係る妥当性審査について（2 件）

2 その他

公益通報、懲罰、情報公開に関すること等については、該当案件なし

【参考】第三者審査委員会設置要綱

（所管事項）

第3条 審査委員会は、本規程に定めるところにより、次に掲げる事項の適正性等審査を所管する。

- 一 利益相反に関すること
- 二 公益通報に関すること
- 三 懲罰に関すること
- 四 情報公開に関すること
- 五 その他会長が必要と認める事項に関すること

（審査委員会の職務）

第6条 審査委員会は、利益相反管理規程、公益通報処理要綱、懲罰規程、情報公開規程に規定された内容等に基づき、利益相反、公益通報、懲罰、情報公開等の観点から、第16条に定める事務局（以下「事務局」という。）を通じて当法人内の担当部署等から付議された事案について調査・審査し、審査委員会での審査結果を答申する。

- 2 審査委員会は、事務局を通じて調査・審査に際して必要な情報等を担当部署等に報告させることができる。
- 3 審査委員会で審査した結果は、事務局を通じてコンプライアンス委員会に情報提供する。

当財団に関連する各法令等の遵守について

- ◆ 大会が近づき業務量の更なる増加が想定される一方、コンプライアンスの観点からも、法令等の定めへの遵守を徹底し、一人一人が業務を適正かつ効率的に遂行する必要
(企業が遵守すべき法令の例：労働関係法令※・個人情報保護法・サイバーセキュリティ基本法等)

※労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働契約法等

参考

【労働基準法】

- ・労働時間の適正な運用と記録及び法定労働時間を超える時間外・休日労働や深夜業に対する割増賃金の支払
(労基法第32条、35条、37条)
- ・時間外・休日労働を行う場合、労使協定の締結と労働基準監督署への届出
(労基法第36条)
- ・年次有給休暇の付与
(労基法第39条)

【男女雇用機会均等法】

- ・セクシャルハラスメントの防止
(男女雇用機会均等法第11条)

【労働施策総合推進法】

- ・パワーハラスメントの防止
(労働施策総合推進法※第30条)

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

- ◆ 新年度を機に、改めて、職員行動規範をご確認の上、法令や財団各規程を十分にご留意の上ご対応いただきたい。
- ◆ 詳細は財団各規程や財団内で実施している周知内容を改めてご確認をいただきたい。